

令和4年度日南町予算編成方針

1. 国の動向

6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、政府はデフレに決して戻さないとの強い意志のもと、いち早く経済を正常化させ成長分野で新たな雇用や所得を生み、多様な人々が活躍する「成長と雇用の好循環」の実現を目指すとし、歳出全体にわたりこれまでの歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ予算の中身を大胆に重点化するとしている。

新型コロナウイルス感染症は、世界の経済構造や競争環境に大きな変化をもたらした。我が国においても甚大な影響を機に、デジタル技術の活用による柔軟な働き方やビジネスモデルの変化、環境問題への意識の高まり、東京一極集中からの変化の兆しが見られ、地方での暮らしへの関心の高まりなど、未来に向けた変化が大きく動き始めているとしている。この変化をチャンスと捉えて構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を確立するため、「グリーン社会の実現」、「官民挙げたデジタル化の加速」、「日本全体を元気にする活力ある地方創り」、「少子化の克服・子どもを産み育てやすい社会の実現」の4つを、「成長を生み出す原動力」として強力に推進していくこととしている。

国の令和4年度予算の概算要求総額は111兆円規模で、8年連続100兆円を超える見通しであるが、引き続き「新型コロナウイルス対策費」をはじめとする喫緊の課題の多くが必要額を見通せない「事項要求」とされており、年末の政府予算案の総額は過去最大となった令和3年度の106.6兆円を上回る見込みである。

地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額については、令和3年度の地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保するとしているが、最新の情報収集に努めながら予算編成にあたる必要がある。

2. 本町の財政状況

本町の財政状況について、令和2年度一般会計決算では、実質収支が約4億7千6百万円の黒字となった。財政状況を示す財政健全化の指標については、実質公債費比率が7.0%、将来負担比率は十分な基金の貯え等により0%（生じていない）で、国が定める早期健全化基準を大きく下回っており、県内でも上位の健全な状態にある。しかしながら、歳入に占める町税などの自主財源の割合は15.7%で依然として乏しく、地方交付税や国県支出金などに依存した財政運営が続いていることに加えて、経常収支比率は93.7%と財政構造の硬直化が続いている。

今後も新型コロナウイルス感染症対策費が継続して必要となるほか、過疎・少子高齢化対策や防災・減災対策にかかる経費、公共施設等の維持管理や適正配置、デジタル化の推進に必要な経費の増加など、さらに厳しさを増していくことから、健全な財政の確立により持続可能な財政運営を維持していく必要がある。

3. 予算編成について

このような中、各種計画や施策・事業を着実に成果へと繋げていくためには、時代の流れと町民ニーズを的確に把握し、将来あるべき姿と方向性を見据えて新たな視点や考え方を取り入れ、徹底的な事務・事業の見直しと財源確保の工夫が必要になる。引き続き新型コロナウイルス感染症から町民の生命と健康を守るため、感染症拡大防止対策を徹底するとともに、経済的な影響を検証し町民の生活を守ることを最優先とする。

「町長示達」を熟読し、主体的かつ積極的に更には挑戦という意識のもと予算編成を行うものとし、これまでも増して計画的にそして施策の選択と集中を徹底させることにより「施策の推進」と「財政の健全化」の両立を図ることとする。

持続発展可能な町政運営を目指して、職員一人ひとりが経営意識を持ち、たえず職員同士或いは関係機関と連携・協力し、最少のコストで最大の成果を生み出す努力を惜しまず、引き続き4項目を施策の柱（重点項目）として各種事業に取り組むこととする。

- ①仕事をつくり、安心して働けるまちづくり
- ②町内への移住・定住を促進させる
- ③結婚・出産・子育ての希望を実現させる
- ④安心して暮らし続けられる地域づくり

編成にあたっては、町民の声を聴き、議会からの予算・決算にかかる審査意見さらには監査委員からの監査意見を真摯に受け止め、慎重に検証・検討すること。また、「第6次総合計画」「第2期総合戦略」「行財政改革実施計画」をはじめ、「過疎地域持続的発展計画」及び「公共施設等総合管理計画個別施設計画」等各種計画との連動と整合を図り、各事業においてSDGs目標達成に向けた推進を意識すること。

4. 予算査定（ヒアリング）について

令和4年度も各課の要求額に上限は設定せず段階的に全事業の査定を実施するが、時間の短縮と効率化のため、説明者の人数制限とポイントを絞ったヒアリング行うこととする。そのため、要求期限までにすべての要求（財務会計システム入力）を行うとともに、担当者個人ではなく担当課としての方針や事業の目的、内容、将来像、根拠等が説明できる準備をお願いしたい。特に上部査定（総務課長・自立改革本部、町長）の場において事業の内容や目的等を協議する（見解や判断を仰ぐ）ことがないよう、政策的案件や大型事業については、必要に応じて事前に町長への協議を済ませておくこと。新規事業を除き特別な理由なくして実績、実態以上の増額は認められないものとし、段階的に「復活要求を認めないもの」又は「新規或いは増額要求を指示するもの」もあり得ることとする。なお、ヒアリングの手段（出席者、会場、方法等）については、別途連絡することとする。

①総務課職員によるヒアリング（12/20～24）

財務会計システムから出力する「歳入歳出予算要求書」及び様式任意の「予算資料（見積書、積算書、図面、写真等）」「過去の実績資料」等を用いて、主に義務的経費及び経常経費についてヒアリング・査定を行う。また、維持補修費及び投資的経費（普通建設事業及び災害復旧事業）については、必要に応じて現地調査（写真・図面等の確認含む）を行う。

②総務課長・自立改革本部ヒアリング（1/5～14）予定

「当初予算説明附属資料（新規事業含む）」「補助金の適正化判定シート」及び様式任意の「予算資料（見積書、積算書、図面、写真等）」等を用いて、主に新規事業及び政策的案件、投資的経費（普通建設事業及び災害復旧事業）、補助及び交付金（行政ポイント含む）、推進（人員）体制等についてヒアリング・査定を行う。また、自立改革本部では「第6次総合計画」「第2期総合戦略」「行財政改革実施計画」等における年次計画（KPI達成目標含む）との整合と連動について確認を行う。

③町長ヒアリング（1/25～2/3）予定

「復活要求書」及び様式任意の「予算資料（見積書、積算書、図面、写真等）」等を用いて、主に政策的案件、投資的経費（普通建設事業及び災害復旧事業）、新規事業に加えて町長政策肉付け及び特別枠、報酬審査について査定を行う。

5. 予算要求基準について

(1) 歳入

歳入予算については、経済情勢、国・県等の予算編成及び地方財政計画の動向に注視するとともに、自主財源の確保及び依存財源の的確な把握に努めること。なお、予算計上した財源の確保が見込めない場合は、財政規律の保持の観点から、執行停止などの措置を講じることになるので、確実に財源が確保できるか厳に留意されたい。

①町税

経済情勢の動向、制度改正等を見極めながら、的確な税収を見積もること。また、引き続き徴収対策取組会議を基軸とした徴税努力を行い、徴収率の更なる向上を図ることにより、収入の確保に努めること。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による税収を試算し、特に町民の暮らしへの影響がどうか状況把握に努め、庁内情報共有と連携を図ること。

②地方譲与税、地方消費税交付金等及び地方交付税

国・県の予算編成、地方財政計画や地方交付税制度の状況に注視し、関係法令改正の動向等を十分勘案し見積もること。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による交付税・交付金等を試算し、庁内情報共有と連携を図ること。

③分担金及び負担金

事業の性格、実施規模や受益範囲を十分検討し、受益者の応分の負担に努めるとともに、確実に見込まれる額を計上すること。また、条例の改正や制定が必要な場合は、事前協議を行うこと。

④使用料及び手数料

受益者負担の原則を踏まえつつ、他の自治体の状況も把握の上、現在の単価が行政サービスに見合った料金となっているか再確認し、条例の改正や制定が必要な場合は、事前協議を行うこと。消費税引き上げ後も据え置きとしたが、引き続き将来に向けた改訂の試算を行い整理すること。また、場合によっては新型コロナウイルス感染症の影響により減免等が必要かどうか検討し要求を行うこと。

⑤国・県支出金

事業の緊急性や効果、内容等を精査し、国・県の制度改正や予算編成の動向等を踏まえ、補助対象、補助率、補助単価等を正確に把握し、的確な額を見積もること。国の新型コロナウイルス感染症に対する予備費等「事項要求」のものについては、特に情報収集に努めること。補助事業であることを理由に安易に事業採択を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しを招かぬよう留意すること。

⑥財産収入

公共施設等総合管理計画個別施設計画の方針に基づき財産収入を見積もること。また、個別施設計画には反映しないその他の財産についても有効活用を図る観点から、現状を把握し、未利用町有財産の活用策を検討し、売却や貸付による収入を適切に見積もること。

⑦諸収入

過去の実績を参考に、毎年度収入が見込まれるものは、確実な額を計上すること。宝くじ交付金、スポーツ振興くじ助成など実績の乏しいものについても積極的に検討すること。

⑧町債

町債については、その償還が将来世代の負担になることに留意し、令和4年度の地方債計画、地方財政計画の動向等を勘案して的確に見積もること。予算計上、充当する際は、適債性や充当率、交付税算入率等について、必要に応じて財政担当と協議をすること。なお、過疎対策事業債については、「過疎地域持続的発展計画」と連動した要求を行うこと。

(2) 歳出

国・県等の予算編成及び政策動向に注視しながら、最少のコストで最大の行政効果が発揮できるよう、事業の効果や町民ニーズを踏まえつつ各事業において十分精査し、客観的かつ効率的な改善に努めること。新型コロナウイルス感染症への対応により、これまでの平常と

は異なる増減が生じていることから、前年度の要求内容をそのまま使用することなく、過去のデータを細部まで確認し今一度事業内容を精査し、必要額のみを要求すること。併せて隔年等の必要経費について要求漏れのないようにすること。入力にあたっては、[節]－[説明]単位で入力すること。

①人件費

要求の積算は、各事業における令和3年度9月補正後の予算額を基礎として入力すること。引き続き各事業において外部委託の検討や働き方改革による事務の効率化・見直しなど、徹底した人件費の抑制に努めること。

②物件費（※デジタル化の検討により、特にコスト削減に努めること）

【報償費】

講演や研修等に係る報償費について謝金に旅費を含めて要求すること。謝金が生じない講師旅費のみの場合も同様とする。

【職員旅費】

県内については、原則公用車を利用することとし、県外については必要最小限の範囲で査定する。宿泊費（1泊につき）・・・県外泊（13,100円） 県内泊（11,800円）

【役務費】

インターネット、サーバー等の使用料等については、役務費（通信運搬費）で要求・予算化しているため、再度徹底すること。

【需用費】

消耗品費、電気料金、上下水道料金、燃料費等は、徹底した節減に取り組むこと。

【食糧費】

原則、認めない。

【郵券料】

各事業過去の実績を踏まえ、明らかに必要といえる額（数字の根拠を必ず入力する）を計上すること。

【電話料】 【コピー機使用料】

削減する工夫をお願いしたい。一括支払いについては、半期に一度は執行状況を確認し執行管理の意識を持つこと。コピー機使用料については、ペーパーレスに努めること。

【委託料】

安易に従来の方式を踏襲することなく、委託内容と効果を検証・検討し、事務効率化に繋がる要求とすること。ただし、委託料が「安ければ良い」という考えで要求しないこと。また、令和2年度決算における監査では、業務完成を保証する仕組みと契約のあり方の検証について意見書が提出されていることに留意すること。

【備品購入費】

購入の必要性を熟考のうえ要求すること。耐用年数を確認し、次回の更新に必要となる経費等、将来負担も考慮したうえで要求すること。

③補助費等

補助金については、別紙「補助金の適正化に関するガイドライン」による判定を踏まえた要求とすること。また、令和4年度から本格的にスタートする「行政ポイント」については、補助金と同じ視点で十分な精査を行うこと。要求する場合は、ポイントの付与年限を定め、いわゆる補助金との二重交付とならないよう留意すること。他会計への繰出金については、繰出基準を明確にし、真に必要な金額を見積もること。

④普通建設事業費

補助・単独を問わず事業計画の再検討を行い、真に必要な事業のみ要求すること。施設の改修や更新（新規事業含む）については、公共施設総合管理計画個別施設計画の年次計画を前提とするが、事業内容、事業費、費用対効果、実施時期等を整理し特定財源を確保したうえで要求すること。なお、インフラ整備を除く施設の改修や更新（新設含む）のための費用については、個別施設計画に位置付けたとおり、予算上の財政制約ラインを全庁で10億円とする。

⑤維持補修費

公共施設等総合管理計画個別施設計画の方針に基づき維持管理すべき施設について計上すること。なお、緊急性の高いものから優先的に要求することとし、それ以外の施設については年次計画による効率的な修繕を行うこと。原則、見積書や図面、写真等を添付し、修繕の必要性を示すこと。

⑥扶助費

関係機関との連絡を密にし、的確な対象人数と要求額の把握に努めること。また、法定分と町単独分の明確化を図り、総額を抑制すること。

⑦町単独事業

一般財源のみの事業については、国・県補助金等の有利な財源を活用することが出来ないか再度検討したうえ、必要に応じた見直しを行い経費節減に努めること。

(3) 特別会計及び公営企業会計

特別会計及び公営企業会計においても、一般会計予算要求基準に準ずるものとする。

財政健全化法における連結決算を意識し、事業会計の趣旨に則り経営状態について十分な分析、検討、収支均衡を図り、原則として独立採算制を基本に経営の戦略、健全な事業の確立に努めること。

(4) 債務負担行為

過去に債務負担行為議決を得た事業費については、漏れの無いよう要求すること。新規に設定する場合は、事業規模、年割額等を十分検討し、将来の財政負担に留意すること。